

## 熊本県公告第二百十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により熊本市から意見書の提出があつたので、同法第八条第三項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成十四年三月二十九日

熊本県知事 潮 谷 義 子

## 一 大規模小売店舗の名称及び所在地

協同組合天明町ショッピングセンター 熊本市奥古閑町二八〇番地

## 二 市町村の意見の概要

届出に対する意見はないが、設置者は、変更後においても、当該大規模小売店舗が周辺地域の生活環境に与える影響について十分な注意を払い、生活環境上の問題が生じた場合は、地域住民の理解を得ながら対策を講じるなど誠意を持って必要な措置をとるよう努めること。

## 三 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

熊本県商工観光労働部商工政策課

平成十四年三月二十九日から平成十四年四月二十八日まで

## 熊本県公告第二百二十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により熊本市から意見書の提出があつたので、同法第八条第三項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成十四年三月二十九日

熊本県知事 潮 谷 義 子

## 一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ブラザ花立 熊本市花立五丁目九一十八

## 二 市町村の意見の概要

届出に対する意見はないが、設置者は、変更後においても、当該大規模小売店舗が周辺地域の生活環境に与える影響について十分な注意を払い、生活環境上の問題が生じた場合は、地域住民の理解を得ながら対策を講じるなど誠意を持って必要な措置をとるよう努めること。

## 三 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

熊本県商工観光労働部商工政策課

平成十四年三月二十九日から平成十四年四月二十八日まで

## 熊本県公告第二百二十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により熊本市から意見書の提出があつたので、同法第八条第三項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成十四年三月二十九日

熊本県知事 潮 谷 義 子

## 一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ニコニコ堂武蔵ヶ丘店 熊本市武蔵ヶ丘一一一五

## 二 市町村の意見の概要

届出に対する意見はないが、設置者は、変更後においても、当該大規模小売店舗が周辺地域の生活環境に与える影響について十分な注意を払い、生活環境上の問題が生じた場合は、地域住民の理解を得ながら対策を講じるなど誠意を持って必要な措置をとるよう努めること。

## 三 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

熊本県商工観光労働部商工政策課

平成十四年三月二十九日から平成十四年四月二十八日まで

## 熊本県公告第二百二十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により熊本市から意見書の提出があつたので、同法第八条第三項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成十四年三月二十九日

熊本県知事 潮 谷 義 子

## 一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ニコニコ堂上熊本店 熊本市上熊本三三三二〇

## 二 市町村の意見の概要

届出に対する意見はないが、設置者は、変更後においても、当該大規模小売店舗が周辺地域の生活環境に与える影響について十分な注意を払い、生活環境上の問題が生じた場合は、地域住民の理解を得ながら対策を講じるなど誠意を持って必要な措置をとるよう努めること。

三 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

熊本県商工観光労働部商工政策課  
平成十四年三月二十九日から平成十四年四月二十八日まで

熊本県公告第二百二十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、平成十一年八月十一日確定した県営芦北地区土地改良事業（農業用道路）の計画の一部を変更したので、次の事項を記載した書類とともにこの旨公告する。  
平成十四年三月二十九日

一 事業計画変更の概要

県営芦北地区土地改良事業（農業用道路）計画変更概要書

二 公告場所

- 水俣市役所
- 田浦町役場
- 芦北町役場
- 津奈木町役場

熊本県知事 潮谷 義子

熊本県公告第二百二十四号

三角町長吉田等から土地改良事業施行の協議があつたので審査し、平成十四年三月二十二日付けで施行を適当と決定したから、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項で準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間終了後十五日以内に申し出られたい。

熊本県知事 潮谷 義子

一 縦覧期間

平成十四年四月一日から  
平成十四年四月二十六日まで

二 縦覧場所

三角町役場

三 縦覧に供する書類の名称

本村地区土地改良事業（農業用道路）計画書

熊本県公告第二百二十五号

球磨郡錦町四ノ井手土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨届出があつた。  
平成十四年三月二十九日  
熊本県知事 潮谷 義子

退任

役職名	氏名	住 所
理事	嶋村 健城	球磨郡錦町大字一武四八五
"	久留 敬志	球磨郡錦町大字一武五九四の六
"	出田 健一	球磨郡錦町大字一武一七一〇
"	中村 捷英	球磨郡錦町大字一武八二二
"	宮崎 一男	球磨郡錦町大字一武七七六
"	早田 福徳	球磨郡錦町大字一武二六七
"	上村 龍三	球磨郡錦町大字木上南一三九四
監事	早田 良一郎	球磨郡錦町大字一武八四三の二
"	宮崎 篤郎	球磨郡錦町大字一武四四三

就任

役職名	氏名	住 所
理事	嶋村 健城	球磨郡錦町大字一武四八五
"	久留 敬志	球磨郡錦町大字一武五九四の六
"	早田 福徳	球磨郡錦町大字一武二六七
"	上村 龍三	球磨郡錦町大字木上南一三九四
"	浜川 栄喜	球磨郡錦町大字一武八四三
"	岡村 清一郎	球磨郡錦町大字一武一七九
"	深水 義臣	球磨郡錦町大字一武七八三の一
"	早田 良一郎	球磨郡錦町大字一武八四三の二
監事	宮崎 篤郎	球磨郡錦町大字一武四四三

熊本県公告第二百二十六号

球磨郡錦町上井新田土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨届出があつた。

平成十四年三月二十九日

熊本県知事 潮谷 義子

退任

役職名	氏名	住 所
理事	林田 益義	球磨郡錦町大字一武三三四六の一
"	田野 浩	球磨郡錦町大字一武三一三三三
"	桑原 一喜	球磨郡錦町大字一武三四二七
"	山口 信治	球磨郡錦町大字木上北四六九の一七
"	榎原 繁典	球磨郡錦町大字一武四〇一八
"	萩原 哲	球磨郡錦町大字一武三八三九の一
"	佐無田 森	球磨郡錦町大字一武三八七九
監事	野村 逸男	球磨郡錦町大字一武三四六三の三
"	税所 哲郎	球磨郡錦町大字一武三八八五の一

就任

役職名	氏名	住 所
理事	林田 益義	球磨郡錦町大字一武三三四六の一
"	榎原 繁典	球磨郡錦町大字一武四〇一八
"	萩原 哲	球磨郡錦町大字一武三八三九の一
"	佐無田 森	球磨郡錦町大字一武三八七九
"	岡村 秀隆	球磨郡錦町大字一武三一三八
"	山口 栄二	球磨郡錦町大字一武三一〇八
"	山本 與一	球磨郡錦町大字一武三四一九
監事	野村 逸男	球磨郡錦町大字一武三四六三の三
"	税所 哲郎	球磨郡錦町大字一武三八八五の一

熊本県公告第二百二十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、平成九年八月一日付で確定した県営郡築地区土地改良事業（農業用排水施設、農業用道路、客土）の計画の一部を変更したいので、次の事項を記載した書類とともにこの旨を公告する。

なお、この計画変更により新たに編入される地域内にある農用地の所有者でその農用地について耕作若しくは養畜の業務を営まないもの、又はこの地域内にある農用地以外の土地を所有権以外の権原に基づいて使用収益をしているものでその農用地又は土地について

この県営事業に参加しようとするものは、平成十四年四月十日までに八代市農業委員会に申し出らるたい。

平成十四年三月二十九日

熊本県知事 潮谷 義子

一 事業計画変更の概要

県営郡築地区土地改良事業（農業用排水施設、農業用道路、客土）計画変更概要書

二 公告場所

八代市役所

熊本県公告第二百二十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、県営志岐地区土地改良事業（農業用排水施設）計画を定めたので、同条第五項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議のあるものは、縦覧期間終了後十五日以内に申し立てらるたい。

平成十四年三月二十九日

熊本県知事 潮谷 義子

一 縦覧に供する資料の名称

県営志岐地区土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し

二 縦覧期間

平成十四年四月一日から平成十四年四月二十六日まで

三 縦覧場所

苓北町役場

熊本県公告第二百二十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、県営清願寺地区土地改良事業（農用地の保全）計画を定めたので、同条第五項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議のあるものは、縦覧期間終了後十五日以内に申し立てらるたい。

平成十四年三月二十九日

熊本県知事 潮谷 義子

- 一 縦覧に供する書類の名称  
 県営清願寺地区土地改良事業（農用地の保全）計画書の写し
- 二 縦覧期間  
 平成十四年四月一日から平成十四年四月二十六日まで
- 三 縦覧場所  
 上村役場  
 免田町役場  
 深田村役場

登 載 依 頼

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
 平成十四年三月二十九日

熊本県教育委員会委員長 今 村 潤 子

熊本県教育委員会規則第十二号  
 教育職員免許状に関する規則

教育職員免許状に関する規則（昭和三十年熊本県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第三十七条を次のように改める。  
 （手数料）

第三十七条 免許状の授与、書換、交付若しくは再交付、教育職員検定又は免許状の授与に関する証明を願ひする者は、熊本県手数料条例（平成十二年熊本県条例第九号）に規定する手数料を熊本県収入証紙条例（昭和三十九年熊本県条例第二十四号）の定めるところにより納入しなければならない。  
 別記第十七号様式を次のように改める。

別記第17号様式（第38条関係）

県収入証紙  
 せん付欄

### 授与証明書交付願

熊本県教育委員会 様

本 籍 地（都道府県のみ）			
現 住 所	〒		電話
現在勤務校			電話
フリガナ氏名			
生年月日	昭和	年	月 日

のために必要ですので、下記

免許状授与証明書の交付をお願いします。

記

免許状の種類	教科名	番 号	授与又は交付年月日	免許状種	教科
			年 月 日		
			年 月 日		
			年 月 日		
			年 月 日		
			年 月 日		
最終卒業学校名					
卒業年月日	年 月 日				

年 月 日 氏 名 印

注 1 申請人の氏名を自署する場合は、押印は不要です。  
 2 太線枠内は記入しないこと。

附 則  
この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

公益法人等への有明海自動車航送船組合職員の派遣等に関する条例をここに公布する。  
平成十四年三月二十九日

有明海自動車航送船組合  
管理者 長崎県知事 金子 原二郎

有明海自動車航送船組合条例第六号

公益法人等への有明海自動車航送船組合職員の派遣等に関する条例  
(趣旨)

第一条 この条例は、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成十二年法律第五十号。以下「法」という。)(第二条第一項及び第三項、第五条第一項、第六条第二項、第九条、第十条第一項及び第二項並びに第十二条第一項の規定に基づき、公益法人等への有明海自動車航送船組合職員(以下「職員」という。)(の派遣等)に關し必要な事項を定めるものとする。

(公益法人等への職員の派遣)

第二条 任命権者(法第二条第一項に規定する任命権者をいう。以下同じ。)(は、次の各号のいずれかに該当する団体との法第二条第一項に規定する取決めに基つき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員(次項に定める職員を除く。)(を派遣することができる。

一 法第二条第一項第一号に規定する法人のうち、有明海自動車航送船組合(以下「組合」という。)(が基本金その他これに順するものを出資しているもの又は社員となつているもので、規則で定めるもの

二 法第二条第一項第二号に規定する法人のうち、長崎県内又は熊本県内に事務所を有するもので、規則で定めるもの

三 法第二条第一項第三号に規定する団体のうち、規則で定めるもの

四 前三号に掲げるもののほか、法第二条第一項第一号及び第二号に規定する法人のうち、当該法人の目的、業務の性質等を総合的に勘案して、特に職員の派遣を行うことが必要であるもので、規則で定めるもの

2 法第二条第一項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員  
二 非常勤職員(前号に掲げる職員を除く。)(

三 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)(第二十二条第一項に規定する案件採用になつてゐる職員(規則で定める職員を除く。)(

四 有明海自動車航送船組合職員の定年等に関する条例(昭和五十九年有明海自動車航送船組合条例第三号。以下「定年条例」という。)(第四条第一項の規定により引き続いて勤務させることとされ、又は同条第二項の規定により期限を延長することとされている職員及び定年条例第五条第一項の規定により採用することとされ、同条第二項の規定により任期を更新することとされている職員

3 法第二条第三項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。  
一 第一項の規定による職員の派遣(以下「職員派遣」という。)(に係る職員の職員派遣を受ける団体(以下「派遣先団体」という。)(における福利厚生に関する事項  
二 職員派遣にかかる職員の派遣先団体における業務の従事状況の連絡に関する事項(法第五条第一項に規定する条例で定める場合)  
三 法第五条第一項に規定するその他の条例で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 職員派遣をされた職員(以下「派遣職員」という。)(が派遣先団体の役職員の地位を失つた場合  
二 派遣職員の職員派遣が法又はこの条例の規定に適合しなくなつた場合  
三 派遣職員の派遣先団体における勤務条件等が前条第一項に規定する取決めに反することとなつた場合

四 派遣職員が地方公務員法第二十八条第一項第一号または第三号に該当することとなつた場合  
五 派遣職員が地方公務員法第二十八条第二項各号のいずれかに該当することとなつた場合又は水難、火災その他の災害により生死不明若しくは所在不明となつた場合  
六 派遣職員が地方公務員法第二十九条第一項第一号又は第三号に該当することとなつた場合

(派遣職員の給与)  
第四条 派遣職員のうち、法第六条第二項に規定する業務に従事するものには、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当、調整手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ百分の百以内を支給することができる。

(職務に復帰した職員に関する有明海自動車航送船組合職員の給与に関する条例の特例)  
第五条 職員派遣後職務に復帰した職員に関する有明海自動車航送船組合職員の給与に關

する条例（昭和三十三年有明海自動車航送船組合条例第三号。以下「職員給与条例」という。）第二十三条第一項の規定の適用については、派遣先団体において従事していた業務（当該業務に係る労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第七条第二項に規定する通勤を含む。）を公務とみなす。

（派遣職員の復帰時における処遇）

第六条 派遣職員が職務に復帰した場合におけるその者の職務の級、給料月額及び昇給期間については、部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、規則で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（職務に復帰した職員に関する有明海自動車航送船組合職員の恩給及び退職手当に関する条例の特例）

第七条 職員派遣後職務に復帰した職員が退職した場合（派遣職員がその職員派遣期間中に退職した場合を含む。）における恩給及び退職手当については、当分の間、長崎県職員の場合による。

（法第十条第一項に規定する条例で定める法人）

第八条 法第十条第一項に規定する条例で定める株式会社又は有限会社（以下「特定法人」という。）は、組合が出資している株式会社又は有限会社のうち、その業務の全部または一部が地域の振興、住民の生活の向上その他公益の増進に寄与するとともに組合の事務又は事業と密接な関連を有するものであり、かつ、組合がその施策の推進を図るための援助を行うことが必要である株式会社又は有限会社で規則で定めるものとする。

（法第十条第一項に規定する条例で定める職員）

第九条 法第十条第一項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員

二 非常勤職員（前号に掲げる職員を除く。）

三 地方公務員法第二十二條第一項に規定する条件附採用になつてゐる職員（規則で定める職員を除く。）

四 定年条例第四条第一項の規定により引き続き勤務させることとされ、又は同条第二項の規定により期限を延長することとされている職員及び定年条例第五条第一項の規定により採用することとされ、同条第二項の規定により任期を更新することとされている職員

五 地方公務員法第二十八條第二項各号のいずれかに掲げる事由に該当して休職にされ、又は同法第二十九條第一項各号のいずれかに掲げる事由に該当して停職にされている職員その他の同法第三十五條に規定する法律又は条例の特別の定めに基づき職務に専念する義務を免除されている職員

（法第十条第一項に規定するその他の条例で定める場合）

第十条 法第十条第一項に規定するその他の条例で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 法第十条第二項に規定する退職派遣者（以下「退職派遣者」という。）が特定法人の役職員の地位を失つた場合

二 次に掲げる場合であつて、退職派遣者を引き続き特定法人の役職員として在職させることができなかつた又は適当でないと認められる場合

イ 退職派遣者の特定法人の業務への従事が法又はこの条例の規定に適合しなくなつた場合

ロ 退職派遣者の特定法人における勤務条件等が法第十条第一項の規定により締結された取決めに反することとなつた場合

ハ 退職派遣者が心身の故障のため、業務の遂行に支障があり、若しくはこれに堪えない場合又は長期の休養を要する場合

ニ 退職派遣者が刑事事件に関し起訴された場合

三 公務上の必要等のために当該退職派遣者を職員として採用することが必要と認められる場合

（法第十条第一項に規定するその他条例で定める場合）

第十一条 法第十条第一項に規定するその他の条例で定める場合は、退職派遣者が特定法人の業務に従事すべき期間に、刑法その他の法令の規定に違反した場合であつて、当該退職派遣者が引き続き職員として在職したものとみなしたならば、地方公務員法第二十九條の規定による懲戒免職の処分を行うことが適当と認められる場合とする。

（法第十条第二項に規定する条例で定める事項）

第十二条 法第十条第二項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第十条第一項に規定する要件に係る職員の特定法人における福利構成に関する事項

二 前号に規定する職員の特定法人における業務の従事の状態の連絡に関する事項（採用された職員に関する職員給与条例の特例）

第十三条 法第十条第一項の規定により採用された職員に関する職員給与条例第二十三條第一項の規定の適用については、特定法人において従事していた業務（当該業務に係る労働者災害補償保険法第七条第二項に規定する通勤を含む。）を公務とみなす。

（退職派遣者の採用時における処遇）

第十四条 退職派遣者が法第十条第一項の規定により職員として採用された場合における職務の級、給料月額及び昇給期間については、部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、規則で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（採用された職員に関する有明海自動車航送船組合職員の恩給及び退職手当に関する条例の特例）

第十五条 法第十条第一項の規定により採用された職員に関する恩給及び退職手当については、当分の間、長崎県職員の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、第八条から第十五条まで及び次項の規定は、同年三月三十一日から施行する。
- （退職派遣者の採用等に関する規定の適用）
- 2 第八条から第十五条までの規定は、平成十四年三月三十一日以後に法第十条第一項の任命権者の要請に応じて退職した者について適用する。
- （特例一時金）
- 3 当分の間、第四条中「及び期末手当」とあるのは、「期末手当及び特例一時金」とする。

公益法人等への有明海自動車航送船組合職員の派遣等に関する規則をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

有明海自動車航送船組合

管理者 長崎県知事 金子 原二郎

有明海自動車航送船組合規則第三号

公益法人等への有明海自動車航送船組合職員の派遣等に関する規則 (趣旨)

第一条 この規則は、公益法人等への有明海自動車航送船組合職員の派遣等に関する条例(平成十四年有明海自動車航送船組合条例第六号。以下「条例」という。)第二条第一項及び第二項第三号、第八条並びに第九条第三号の規定に基づき、公益法人等への職員の派遣等に関する必要な事項を定めるものとする。

(職員の派遣の対象とならない職員の特例)

第二条 条例第二条第二項第三号の規則で定める職員は、国家公務員法(昭和二十二法律第二十号)第五十九条第一項の規定により官職に正式採用になっていた者又は地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二条第一項の規定により有明海自動車航送船組合以外の地方公共団体の職員の職に正式採用になっていた者であつて、引き続き職員として採用されたものとする。

(特定法人)

第三条 条例第八条に規定する規則で定める特定法人は、有明フェリー振興株式会社とする。

(準用)

第四条 第二条の規定は、条例第九条第三号の規則で定める職員について準用する。

附 則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、第三条及び第四条の規定は、同年三月三十一日から施行する。

有明海自動車航送船組合訓令第3号

有明海自動車航送船組合会計規定(昭和三十九年有明海自動車航送船組合訓令第1号)の一部を次のように改正する。

平成十四年三月二十九日

有明海自動車航送船組合  
管理者長崎県知事 金子原二郎

別表第一号資産の項中

前 法 費	用 金
金 業 行 業 業	業 業 業
業 業 業 業	業 業 業 業
業 業 業 業	業 業 業 業

を

前 法 費	用 金
金 業 行 業 業	業 業 業
業 業 業 業	業 業 業 業
業 業 業 業	業 業 業 業

に、

費 業 費	費 業 費	費 業 費	費 業 費
業 業 業 業	業 業 業 業	業 業 業 業	業 業 業 業
業 業 業 業	業 業 業 業	業 業 業 業	業 業 業 業
業 業 業 業	業 業 業 業	業 業 業 業	業 業 業 業
業 業 業 業	業 業 業 業	業 業 業 業	業 業 業 業

を

<p>「 事 業 費 」</p> <p>營業費用</p> <p>運航管理費</p> <p>職員手当</p> <p>扶養手当 調整手当 管理職手当 營業所業務手 当 時間外手当 休日勤務手当 期末手当 勤労手当 料</p>					<p>「 事 業 費 」</p> <p>營業費用</p> <p>運航管理費</p> <p>職員手当</p> <p>扶養手当 調整手当 管理職手当 休業手当 勤労手当 料</p>
<p>勤 勉 手 当 機 関 部 手 当 住 居 勤 手 当 通 勤 手 当 特 例 一 時 金</p>				<p>「 事 業 費 」</p> <p>營業費用</p> <p>運航管理費</p> <p>職員手当</p> <p>扶養手当 調整手当 管理職手当 休業手当 勤労手当 料</p>	<p>「 事 業 費 」</p> <p>營業費用</p> <p>運航管理費</p> <p>職員手当</p> <p>扶養手当 調整手当 管理職手当 休業手当 勤労手当 料</p>
<p>「 事 業 費 」</p> <p>營業費用</p> <p>運航管理費</p> <p>職員手当</p> <p>扶養手当 調整手当 管理職手当 休業手当 勤労手当 料</p>			<p>「 事 業 費 」</p> <p>營業費用</p> <p>運航管理費</p> <p>職員手当</p> <p>扶養手当 調整手当 管理職手当 休業手当 勤労手当 料</p>	<p>「 事 業 費 」</p> <p>營業費用</p> <p>運航管理費</p> <p>職員手当</p> <p>扶養手当 調整手当 管理職手当 休業手当 勤労手当 料</p>	<p>「 事 業 費 」</p> <p>營業費用</p> <p>運航管理費</p> <p>職員手当</p> <p>扶養手当 調整手当 管理職手当 休業手当 勤労手当 料</p>
<p>「 事 業 費 」</p> <p>營業費用</p> <p>運航管理費</p> <p>職員手当</p> <p>扶養手当 調整手当 管理職手当 休業手当 勤労手当 料</p>			<p>「 事 業 費 」</p> <p>營業費用</p> <p>運航管理費</p> <p>職員手当</p> <p>扶養手当 調整手当 管理職手当 休業手当 勤労手当 料</p>	<p>「 事 業 費 」</p> <p>營業費用</p> <p>運航管理費</p> <p>職員手当</p> <p>扶養手当 調整手当 管理職手当 休業手当 勤労手当 料</p>	<p>「 事 業 費 」</p> <p>營業費用</p> <p>運航管理費</p> <p>職員手当</p> <p>扶養手当 調整手当 管理職手当 休業手当 勤労手当 料</p>

セ

セ

セ

セ



料 金 抽 収 料 口	料 金 抽 収 料 口	雑 収 入	雑 収 入	雑 収 入	雑 収 入	雑 収 入	雑 収 入	雑 収 入
料 金 抽 収 料 口	料 金 抽 収 料 口	雑 収 入	雑 収 入	雑 収 入	雑 収 入	雑 収 入	雑 収 入	雑 収 入
料 金 抽 収 料 口	料 金 抽 収 料 口	雑 収 入	雑 収 入	雑 収 入	雑 収 入	雑 収 入	雑 収 入	雑 収 入
料 金 抽 収 料 口	料 金 抽 収 料 口	雑 収 入	雑 収 入	雑 収 入	雑 収 入	雑 収 入	雑 収 入	雑 収 入
料 金 抽 収 料 口	料 金 抽 収 料 口	雑 収 入	雑 収 入	雑 収 入	雑 収 入	雑 収 入	雑 収 入	雑 収 入

附 則  
この訓令は、平成十四年四月一日から施行する。

熊本県人事委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成十四年三月二十九日

熊本県人事委員会委員長 中 島 伸 之

熊本県人事委員会規則第二十四号  
熊本県人事委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則  
熊本県人事委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規則（平成十三年熊本県人事委員会規則第三十三号）の一部を次のように改正する。  
第十条第二項中、「本人の氏名が記載されているもの」を「本人の氏名が記載されているもの又は第四条第一号イ若しくはロに掲げる書類のいずれか」に改める。

附 則  
この規則は、公布の日から施行する。  
公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成十四年三月二十九日

熊本県人事委員会委員長 中 島 伸 之  
公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査に関する規則の一部を改正する規則  
公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査に関する規則（昭和四十九年熊本県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

題名中「公立学校」を「県立学校」に改める。  
第一条中「基づき、公立学校」を「基づき、県立学校」に改め、第一条及び第二条中「第八条第一項」を「第五条第一項」に改め、第二条第二項第一号中、「所属地方公共団体」を削る。  
第三条を第四条とし、第二条の次に次の一条を加える。  
（受託市町村等への準用）

附 則  
この規則は、平成十四年四月一日から施行する。  
第三条 この規則は、地方公務員法第七条第四項の規定に基づき、熊本県が公平委員会の事務の委託を受けた地方公共団体が設置する学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務上の災害の認定、療養の方法、補償金額の決定その他保証の実施に関する審査の請求について準用する。

熊本県人事委員会の権限の一部を事務局長に委任する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

熊本県人事委員会委員長 中島 伸之

熊本県人事委員会規則第二十二号

熊本県人事委員会の権限の一部を事務局長に委任する規則の一部を改正する規則

熊本県人事委員会の権限の一部を事務局長に委任する規則（昭和二十六年熊本県人事委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号ソ中「第八条第二項」を「第五条第二項」に改める。

附 則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

熊本県教育庁の組織及び職員職の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

熊本県教育委員会委員長 今村 潤子

熊本県教育委員会規則第八号

熊本県教育庁の組織及び職員職の設置に関する規則の一部を改正する規則

熊本県教育庁の組織及び職員職の設置に関する規則（昭和三十六年熊本県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「(室)」を削り、「教育事務所」の下に「及び生涯学習事務所」を加え、同条に次の一項を加える。

3 生涯学習事務所の名称、位置及び管轄区域は、別表第三のとおりとする。

第三条中「(室)」を削り、「教育事務所」の下に「及び生涯学習事務所」を加える。

第四条第二項中「別表第三」を「別表第四」に、「別表第四」を「別表第五」に改める。

別表第一中「(室)」を削り、「同和教育課」を「人権同和教育課」に改め、「全国高校総体推進室」を削る。

別表第四に次のように加え、同表を別表第五とする。

生涯学習	生涯学習	審議員	社会教育	主事補
事務所	社会	教育	主事	

別表第三本庁の項中「室長」及び「室付」を削り、教育事務所の項中「教育事務所長」を「所長」に改め、同表に次のように加え、同表を別表第四とする。

生涯学習	所	次	長	長
事務所	参	主	幹	主任
			主	主事
			事	

別表第二の次に次の一表を加える。

別表第三

熊本県生涯学習推進センター 熊本市 県内全域

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に同和教育課に勤務を命ぜられている者は、別に辞令の発せられる場合のほか、同一の勤務条件をもって人権同和教育課に勤務を命ぜられたものとする。

熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

熊本県人事委員会委員長 中島 伸之

熊本県人事委員会規則第二十五号

熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和三十二年熊本県人事委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

別表第一（その六）医療職給料表（三）級別標準職務表第三号イ及び第四号イ中「看護婦長」を「看護師長」に改め、同表第五号イ中「総看護婦長」を「総看護師長」に改め、同号口中「看護婦長」を「看護師長」に改め、同表第六号中「総看護婦長」を「総看護師長」に改める。

附 則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

熊本県職員等の給料月額額の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

熊本県人事委員会規則第二十六号  
熊本県人事委員会委員長 中島 伸之

熊本県職員等の給料月額調整額に関する規則の一部を改正する規則

熊本県職員等の給料月額調整額に関する規則（昭和三十二年熊本県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表第一ここの医療センターの項中「看護婦長、看護長」を「看護師長」に改め、同表こども総合療育センターの項中「看護婦長」を「看護師長」に改め、同表健康福祉部業務課の項、同表保健所の項及び同表食肉衛生検査所の項中「もの」を「者」に改める。

附 則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

熊本県職員管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

熊本県人事委員会委員長 中島 伸之

熊本県人事委員会規則第二十七号

熊本県職員管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

熊本県職員管理職手当に関する規則（昭和三十二年熊本県人事委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

別表知事の事務部局共通の項の次に次のように加える。

総合調整局	本 庁	局長	百分の二十五
		危機管理監	百分の二十

別表知事の事務部局総務部本庁の項に次のように加える。

総室次長	百分の十六
------	-------

別表知事の事務部局総務部地方出先機関の項中「東京事務所次長（支給割合百分の十二の者を除く。）」「を「東京事務所次長」に、「総務審議員」を「総務審議員 保健福祉環境審議員 農林水産審議員」に、「地域振興局副部長（支給割合百分の十六の者を除く。）」「を「地域振興局副部長（支給割合百分の十六の者を除く。）」に改める。

別表知事の事務部局の項中「企画開発部」を「企画振興部」に改め、同表知事の事務部局健康福祉部地方出先機関の項中「菊池保健所長 天草保健所長」を「菊池保健所長」に、「保健環境科学研究所次長（支給割合百分の十二の者を除く。）」を「保健環境科学研究所次長」に、「保健学院長 保健学院副学院長 健康センター所長 健康センター次長」

を「保健学院長」に、「保健環境科学研究所次長（人事委員会が定める者に限る。）」「ここの医療センター看護部長」を「ここの医療センター看護部長 保健学院副学院長」に、「肥後学園副園長 こども総合療育センター事務長 こども総合療育センター総看護婦長」を「こども総合療育センター事務長 こども総合療育センター総看護師長」に改め、同表知事の事務部局環境生活部地方出先機関の項を次のように改める。

地方出先機関	くまもと県民交流館長	百分の二十
	消費生活センター所長	百分の十六
	環境生活審議員	百分の十四
	くまもと県民交流館副館長 消費生活センター次長	百分の十二

別表知事の事務部局商工観光労働部地方出先機関の項の次に次のように加える。

本 庁	企業立地対策監	百分の二十
-----	---------	-------

別表知事の事務部局商工観光労働部地方出先機関の項中首席工業審議員の項を削る。

別表知事の事務部局土木部地方出先機関の項中「産業開発青年隊訓練所長」を「産業開発青年隊訓練所長 天草空港管理事務所長」に、「港管理事務所長 天草空港管理事務所長」を「港管理事務所長」に改める。

別表教育庁地方出先機関の項中「教育センター所長 美術館副館長（支給割合百分の十六の者を除く。）」「を「生涯学習推進センター所長」に、「教育事務所長」を「教育事務所長 教育センター所長」に、「美術館副館長（人事委員会が定める者に限る。）」「を「美術館副館長」に改め、同項に次のように加える。

生涯学習審議員	百分の十四
生涯学習推進センター次長	百分の十二

別表警察警察本部の項中「広報官 刑事調査官」を「刑事調査官」に改める。

附 則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、別表警察警察本部の項の改正規定は、平成十四年三月二十五日から適用する。

熊本県職員調整手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

熊本県人事委員会委員長 中島 伸之

熊本県人事委員会規則第二十八号

熊本県職員調整手当に関する規則の一部を改正する規則

熊本県職員調整手当に関する規則（昭和四十五年熊本県人事委員会規則第十七号）の一部を次のように改正する。

別表（第一条、第二条、第四条関係）中神奈川県の項を削り、同表備考中「平成十三年四月一日」を「平成十四年四月一日」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成十四年四月一日から施行する。
- （経過措置）

2 この規則の施行の日前にこの規則による改正前の熊本県職員の調整手当に関する規則別表（以下「改正前の規則別表」という。）に掲げられていた地域のうち、この規則による改正後の熊本県職員の調整手当に関する規則別表に掲げられないこととなった地域に在勤していた職員については、改正前の規則別表は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。

熊本県職員の特種勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

熊本県人事委員会委員長 中島 伸之

熊本県人事委員会規則第二十九号

熊本県職員の特種勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

熊本県職員の特種勤務手当に関する規則（昭和三十一年熊本県人事委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第一条の二関係）

一 級	二 級
知事の事務部局本庁、有明保健所、八代保健所、山鹿保健所、菊池保健所、御船保健所、宇城保健所、保健環境科学研究所、こころの医療センター、こども総合療育センター又は精神保健福祉センターに勤務する医師及び歯科医師（こころの医療センター院長、こころの医療センター副院長及びこども総合療育センター所長を除く。）	人吉保健所、水俣保健所、阿蘇保健所又は天草保健所に勤務する医師及び歯科医師、こころの医療センター院長、こども総合療育センター副院長、こども総合療育センター所長

附 則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

熊本県へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

熊本県人事委員会委員長 中島 伸之

熊本県人事委員会規則第三十号

熊本県へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

熊本県へき地手当等に関する規則（平成六年熊本県人事委員会規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一小学校阿蘇教育事務所の項へき地学校一級の欄中、「東竹原小学校」を「蘇陽小学校」に改め、同表小学校芦北教育事務所の項へき地学校一級の欄中、「大尼田小学校」を「大野小学校」に改め、同表小学校球磨教育事務所の項へき地学校二級の欄中、「大塚小学校野分校」を「田野小学校」に改め、同表小学校天草教育事務所の項へき地学校一級の欄中、「牧島小学校」を「木場小学校」に改め、同表中学校天草教育事務所の項へき地一級

木場小学校」を削る。

宮野河内中学校」

別表第二中学校阿蘇教育事務所の項中「蘇陽中学校 蘇陽中学校馬見原分校」を「蘇陽中学校」に、同表中学校天草教育事務所の項中「富津中学校 河浦中学校」を「河浦中学校」に改める。

附 則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

熊本県職員の特種勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

熊本県人事委員会委員長 中島 伸之

熊本県人事委員会規則第三十一号

熊本県職員の特種勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

熊本県職員の特種勤務手当に関する規則（昭和三十三年熊本県人事委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第七条中「または」を「又は」に改め、「正当な事由がある場合」の下に、「特別急行列車等を利用する場合で人事委員会の定めるものを含む。」を加える。

附 則  
この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

熊本県職員の特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成十四年三月二十九日

熊本県人事委員会委員長 中 島 伸 之

熊本県職員の特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則  
熊本県職員の特地勤務手当等に関する規則(昭和四十六年熊本県人事委員会規則第七号)  
の一部を次のように改正する。  
別表知事の事務部局の項中

球磨郡五木村	球磨地域振興局川辺川 ダム生活再建相談所	二級地
球磨郡五木村	農政課波野村派遣 球磨地域振興局川辺川 ダム生活再建相談所	二級地
球磨郡五木村	人吉保健所五木駐在	

を  
に改める。

附 則  
この規則は、公布の日から施行し、改正後の熊本県職員の特地勤務手当等に関する規則の規定は、平成十三年四月一日から適用する。

熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成十四年三月二十九日

熊本県人事委員会委員長 中 島 伸 之

熊本県職員の特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則  
熊本県職員の特地勤務時間、休暇等に関する規則(平成七年熊本県人事委員会規則第二号)  
の一部を次のように改正する。  
第八条の二第一項中「もの」は、請求に係る子の同居の親族のうち十六歳以上の者であつ

て、次のいずれにも該当するもの」を「者」は、次のいずれにも該当する者」に改める。  
第八条の三第一項第二号及び第三号中「職員」を「当該請求をした職員」に改め、同項  
第四号中「深夜において、当該請求に係る子を常態として」を「当該請求をした職員の配  
偶者で当該請求に係る子の親であるものが、深夜において常態として当該子を」に、「当  
該子と同居する親族」を「もの」に、「者がいる」を「者に該当する」に改める。  
第八条の四第一項中「もの」は、請求に係る子の同居の親族のうち十六歳以上の者であつ  
て、次のいずれにも該当するもの」を「者」は、次のいずれにも該当する者」に改め、同  
条第二項及び第三項を削り、同条第四項を同条第二項とし、同条第五項を同条第三項とし、  
同条第六項中「第四項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第七項を同条  
第五項とし、同条第八項中「第四項」を「第二項」に改め、同項を同条第六項とする。  
第八条の五第一項中「第四項」を「第二項」に改め、同項第二号及び第三号中「職員」  
を「当該請求をした職員」に改め、同項第四号中「に係る子を」を「をした職員の配偶者  
で当該請求に係る子の親であるものが、」に、「養育」を「当該子を養育」に、「当該子  
と同居する親族」を「もの」に、「者がいる」を「者に該当する」に改め、同条第二項中  
「第四項」を「第二項」に改め、同条第四項中「第八項」を「第六項」に改める。  
第八条の六中「前条第二項第一号及び第二号」を「第八条の二第一項、第八条の三第一  
項第四号、第八条の四第一項、前条第一項第四号並びに同条第一項第一号及び第二号」に、  
「第八条の二第一項、第八条の三第一項第一号及び第四号、第八条の四第一項並びに第八  
条の五第一項第一号及び第四号」を「第八条の三第一項第一号及び前条第一項第一号」に  
改め、「、第八条の二第一項第二号、第八条の三第一項第四号、第八条の四第一項第二号  
及び第八条の五第一項第四号中「養育」とあるのは「介護」とを削り、「第八条の五第  
一項第二号」を「前条第一項第二号」に、「職員の子」を「当該請求をした職員の子」に、  
「職員との親族関係」を「当該請求をした職員との親族関係」に、「第八条の五第一項第  
三号」を「前条第一項第三号」に、「第八条の五第二項中「次の」を「前条第二項中「次  
の各号」に、「前項」を「前項第一号から第三号まで」に改める。

別表第二中

配偶者	七日	配偶者	十日
父母	七日	父母	七日
子	七日	子	七日

を  
に改める。

附 則  
この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

熊本県人事委員会規則の形式を左横書きに改正する規則をここに公布する。  
平成十四年三月二十九日

熊本県人事委員会委員長 中島 伸之

熊本県人事委員会規則第二十三号

熊本県人事委員会規則の形式を左横書きに改正する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、この規則の施行の際現に公布されている規則(以下「既存規則」という。)の形式を左横書きに改正することに関し必要な事項を定めるものとする。  
(形式の改正)

第二条 既存規則の形式は、次に定めるところにより左横書きに改正する。

- 一 既存規則における右方はこの規則による改正後の既存規則(以下「改正後規則」という。)における上方とし、既存規則における上方は改正後規則における左方とする。
- 二 改正後規則における文字(符号を含む。以下同じ。)の配置は、既存規則における文字の配置とする。

2 前項の規定は、既存規則において既に左横書きの形式をとっている式、表及び様式については、適用しない。  
(用字及び用語の整理)

第三条 既存規則中、次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げるものに改める。

一 章、節、条、表及び様式の番号として用いられている漢数字	アラビア数字
二 号番号として用いられている漢数字	左右を括弧で囲んだアラビア数字
三 号を第一次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	五十音順による片仮名
四 表の順序を示すために用いられている片仮名	五十音順による片仮名
五 表中その内容を第一次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	左右を括弧で囲んだアラビア数字
六 表中その内容を第二次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	五十音順による片仮名

七 漢数字(一の項及び二の項に定めるもの及び次に掲げるものを除く。)

イ 固有名詞の一部又は全部をなしているもの

ロ 熟語の一部をなしているもの

ハ 数量又は順序を示す意味が薄く他の数字に置き換えての表現がみられないもの

八 左(文面上の位置又は方向を示すために用いられているものに限る。)

九 右(文面上の位置又は方向を示すために用いられているものに限る。)

十 左記

十一 上欄

十二 下欄

十三 よう音として用いられている「や」、「ゆ」、「よ」、「や」、「ヤ」、「ユ」又は「ヨ」、「よ」、「ゆ」、「よ」、「ヤ」、「ヤ」、「ユ」又は「ヨ」

十四 促音として用いられている「っ」又は「ッ」

2 前項の表三の項から六の項まで及び八の項から十四の項までの規定は、法令の規定を引用する部分については、適用しない。

3 前二項の規定によることが適当でないと認められるときは、人事委員会が別に定める。  
(雑則)

第四条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、人事委員会が定める。

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

熊本県人事委員会訓令第一号

熊本県人事委員会事務局

熊本県人事委員会訓令の形式を左横書きに改正する訓令を次のように定める。

平成十四年三月二十九日

熊本県人事委員会委員長 中島 伸之

熊本県人事委員会訓令の形式を左横書きに改正する訓令

(趣旨)

第一条 この訓令は、この訓令の施行の際現に定められている訓令(以下「既存訓令」という。)の形式を左横書きに改正することに関し必要な事項を定めるものとする。

(形式の改正)

第二条 既存訓令の形式は、次に定めるところにより左横書きに改正する。

- 一 既存訓令における右方はこの訓令による改正後の既存訓令(以下「改正後訓令」という。)における上方とし、既存訓令における上方は改正後訓令における左方とする。
- 二 改正後訓令における文字(符号を含む。以下同じ。)の配置は、既存訓令における文字の配置とする。

2 前項の規定は、既存訓令において既に左横書きの形式をとっている様式については、適用しない。

(用字及び用語の整理)

第三条 既存訓令中、次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げるものに改める。

一 一条及び表の番号として用いられている漢数字	アラビア数字
二 一 号番号として用いられている漢数字	左右を括弧で囲んだアラビア数字
三 漢数字(前二項に定めるもの及び次に掲げるものを除く。)	アラビア数字
イ 固有名詞の一部又は全部をなしているもの	
ロ 熟語の一部をなしているもの	
四 上欄	左欄
五 下欄	右欄
六 よう音として用いられている「や」「ゆ」「よ」「よ」「ヤ」「ユ」又は「ヨ」「ヨ」	それぞれ「や」「ゆ」「よ」「ヤ」「ユ」又は「ヨ」「ヨ」
七 促音として用いられている「っ」又は「っ」	それぞれ「っ」又は「ッ」

2 前項の規定によるものが適当でないと認められるときは、人事委員会が別に定める。(雑則)

第四条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

この訓令は、平成十四年四月一日から施行する。

熊本県人事委員会訓令第二号

熊本県人事委員会事務局

熊本県人事委員会事務局文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十四年三月二十九日

熊本県人事委員会委員長 中島 伸之

熊本県人事委員会事務局文書規程の一部を改正する訓令

熊本県人事委員会事務局文書規程(昭和三十五年熊本県人事委員会訓令第一号)の一部を次のように改正する。

第五条第一号を削り、同条第二号を同条第一号とし、同条第三号を同条第二号とし、同条第四号を同条第三号とする。

附 則

この訓令は、平成十四年四月一日から施行する。

熊本県人事委員会告示第二号

熊本県人事委員会告示の形式を左横書きに改正する規程を次のように定める。

平成十四年三月二十九日

熊本県人事委員会委員長 中島 伸之

熊本県人事委員会告示の形式を左横書きに改正する規程

第一条 この規程は、この規程の施行の際現に定められている告示(以下「既存告示」という。)の形式を左横書きに改正することに關し必要な事項を定めるものとする。

(形式の改正)

第二条 既存告示の形式は、次に定めるところにより左横書きに改正する。

- 一 既存告示における右方はこの告示による改正後の既存告示(以下「改正後告示」という。)における上方とし、既存告示における上方は改正後告示における左方とする。
- 二 改正後告示における文字(符号を含む。以下同じ。)の配置は、既存告示における文字の配置とする。

2 前項の規定は、既存告示において既に左横書きの形式をとっている式、表及び様式については、適用しない。

(用字及び用語の整理)

第三条 既存告示中、次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げるものに改める。

<p>一 一条及び様式の番号として用いられている漢数字</p> <p>二 二 号番号として用いられている漢数字</p>	<p>アラビア数字</p> <p>左右を括弧で囲んだアラビア数字</p>
<p>三 漢数字(前二項に定めるもの及び次に掲げるものを除く。)</p> <p>イ 固有名詞の一部又は全部をなしているもの</p> <p>ロ 熟語の一部をなしているもの</p>	<p>アラビア数字</p>
<p>四 促音として用いられている「っ」又は「っ」</p>	<p>それぞれ「っ」又は「っ」</p>

2 前項の規定によるものが適当でないとき、人事委員会が別に定める。(雑則)

第四条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

この規程は、平成十四年四月一日から施行する。

熊本県選挙管理委員会告示第二十六号  
 熊本県選挙管理委員会告示の形式を左横書きに改正する規程を次のように定める。  
 平成十四年三月二十九日  
 熊本県選挙管理委員会 宮 本 卓 治

熊本県選挙管理委員会告示の形式を左横書きに改正する規程

(趣旨)

第一条 この規程は、この規程の施行の際現に定められている告示(以下「既存告示」という。)(の形式を左横書きに改正することに関し必要な事項を定めるものとする。(形式の改正)

第二条 既存告示の形式は、次に定めるところにより左横書きに改正する。

一 既存告示における右方はこの告示による改正後の既存告示(以下「改正後告示」という。)(における上方とし、既存告示における上方は改正後告示における左方とする。

二 改正後告示における文字(符号を含む。以下同じ。)(の配置は、既存告示における文字の配置とする。

2 前項の規定は、既存告示において縦書きの形式をとっている様式並びに既に左横書きの形式をとっている表及び様式については、適用しない。

(用字及び用語の整理)

第三条 既存告示中、次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げるものに改める。

<p>一 章、節、条、表及び様式の番号として用いられている漢数字</p> <p>二 二 号番号として用いられている漢数字</p>	<p>アラビア数字</p> <p>左右を括弧で囲んだアラビア数字</p>
<p>三 号を第一次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字</p>	<p>五十音順による片仮名</p>
<p>四 号を第二次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字</p>	<p>左右を括弧で囲んだ五十音順による片仮名</p>
<p>五 表中その内容を第一次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字</p>	<p>左右を括弧で囲んだアラビア数字</p>
<p>六 表中その内容を第二次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字</p>	<p>五十音順による片仮名</p>
<p>七 漢数字(一の項及び二の項に定めるもの及び次に掲げるものを除く。)</p> <p>イ 固有名詞の一部又は全部をなしているもの</p> <p>ロ 熟語の一部をなしているもの</p> <p>ハ 数量又は順序を示す意味が薄く他の数字に置き換えての表現がみられないもの</p> <p>ニ 数字の表記として用いられている万又は億で当該数字が百万以上の数を示す場合の当該万又は億</p>	<p>アラビア数字(漢数字を区切る読点は削り、三けたことにコンマによって区切るとともに、小数点を表す中点はピリオドに改める。)</p>
<p>八 左(文面上の位置又は方向を示すために用いられているものに限る。)</p>	<p>次</p>
<p>九 右(文面上の位置又は方向を示すために用いられているものに限る。)</p>	<p>上記</p>
<p>十 左記</p>	<p>下記</p>
<p>十一 上欄</p>	<p>左欄</p>
<p>十二 下欄</p>	<p>右欄</p>
<p>十三 よう音として用いられている「や」、「ゆ」、「よ」、「ゃ」、「ゅ」、「ょ」又は「ゃ」、「ゅ」、「ょ」</p>	<p>それぞれ「ゃ」、「ゅ」、「ょ」</p>



十四 促音として用いられている「っ」又は「っ」 それぞれ「っ」又は「っ」

2 前項の表七の項から十二の項までの規定は縦書きの形式をとっている様式について、同表三の項から六の項まで及び八の項から十四の項までの規定は法令の規定を引用する部分については、適用しない。

3 前二項の規定によることが適当でないと認められるときは、熊本県選挙管理委員会が別に定める。

(雑則)

第四条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、熊本県選挙管理委員会が定める。

附 則

この規程は、平成十四年四月一日から施行する。

熊本県選挙管理委員会告示第二十七号

熊本県公職選挙執行規程の一部を改正する規程を次のとおり定める。

平成十四年三月二十九日

熊本県選挙管理委員会委員長 宮 本 卓 治

熊本県公職選挙執行規程の一部を改正する規程

熊本県公職選挙執行規程（平成十二年熊本県選挙管理委員会告示第十五号）の一部を次のように改正する。

第二十条中「別記第二十一号様式に準じて」を削る。

第二十三条を次のように改める。

第二十三条 削除

第四十一条中「別記第五十四号様式に準じて、」を削る。

別記第一号様式を次のように改める。

第4号様式（縦覧場所の告示の様式）（第6条関係）

何市（町村）選挙管理委員会告示第 号

年 月 日に選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を次により縦覧に供する。

年 月 日

何市（町村）選挙管理委員会  
委員長 氏 名 印

1 縦覧期間 年 月 日から 年 月 日まで  
(毎日午前8時30分から午後5時まで)

2 縦覧場所 何市（町村）役所（役場）（何々内）

備考 在外選挙人名簿の縦覧の告示の場合は、「年月日に選挙人名簿」とあるのは「在外選挙人名簿」と、「住所」とあるのは「経由領事官の名称、最終住所地」と記載する。

別記第四号様式を次のように改める。

第1号様式（投票区設置（変更）の告示の様式）（第4条関係）

何市（町村）選挙管理委員会告示第 号

公職選挙法第17条第2項の規定により、本市（町村）の区域を分けて次のように投票区を設けた（投票区の区域を変更した）。

年 月 日

市（町村）選挙管理委員会  
委員長 氏 名 印

投票区名	投票区の区域